

## 時給制契約社員に関する給与等の精算について

### 1 概要

両津郵便局郵便部に所属する一部の時給制契約社員について、資格給を「通集配／混合 I (5時間以上)」の区分で支給すべきところ、誤って「配達のみ」の区分として支給していた。

### 2 発覚の端緒

下諏訪郵便局の誤った取扱いを受けて、全局分の非正規社員管理システム雇用マスタを確認し、「配達のみ」を使用している郵便局に対し、聴き取りを行ったところ、両津郵便局のみ、取扱いが誤りであることが判明をした。

### 3 発生原因

採用時における郵便部と総務部の意思疎通が十分に取れておらず、郵便部が雇用する社員の担務を「通集配」や「混合」ではなく、「配達を担当する」等と伝え、総務部でもそのまま「配達」として登録してしまった。

### 4 精算

#### (1) 対象者及び対象期間

郵便部 時給制契約社員 2名

#### (2) 精算金額

1,703,133円

#### (3) 精算時期

10月月例給与で精算

### 5 再発防止策

- ・ 現在、採用時の稟議書には内・外の区別は表記しているが、具体的な担務は表記していないため、「通集配」・「混合」・「運送」等の記載を行う。
- ・ 非正規社員管理システムへの登録の際は、立会いを設け、複数の目で確認を行う。